

## 議案第 9 号

飯能市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 43 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表及び同条第 2 項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の飯能市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成 28 年 2 月 26 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
<p>附 則 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 省略</p>			<p>附 則 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 省略</p>		
傷病補償年金	省略		傷病補償年金	省略	
	障害厚生年金等 (当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	<u>0.88</u>		障害厚生年金等 (当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	<u>0.86</u>
	省略			省略	
省略			省略		
2 省略			2 省略		
省略			省略		
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	<u>0.88</u>		障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	<u>0.86</u>
	省略			省略	

参考

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の地方公務員災害補償法施行令附則第三条第一項及び第三条の二第一項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた地方公務員災害補償法第二十五条第一項第三号に規定する傷病補償年金（以下この項において「傷病補償年金」という。）及び同条第一項第二号に規定する休業補償（以下この項において「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

総務大臣 山本 早苗  
内閣総理大臣 安倍 晋三

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十八年一月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十五号

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）附則第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。  
附則第三条第一項の表一の項下欄中「〇・八六」を「〇・八八」に改め、同表二の項下欄中「〇・

九一（第一級又は第二級）を「〇・九二（第一級）に、「〇・九〇」を「〇・九一」に改める。

附則第三条の二第二項の表中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。